

論文の内容の要旨

論文題目 日本中世地域社会の構造

氏名 榎原雅治

本論文は、在地社会の自立性が強調される中世後期の社会にあって、それでもなおそれを束ねる契機を在地社会自身のうちに見出すことはできないか、そうした契機と権力の接点を探ることによって中世後期の国家公権と呼ばれるものの性格を再検討することができるのではないか、という課題を追ったものである。

本論文の構成と各章の概要は以下のとおりである。

第一部には中世後期の荘園と村についての著者の基本的な認識を示すものを収めた。第一章「十五世紀東寺領矢野庄の荘官層と村」は15世紀の東寺領播磨国矢野庄における荘官層の動向に焦点をあてて、中世後期の荘園と村のありかたを論じたものである。原型となった論文は1982年に東京大学大学院人文科学研究科に提出した修士論文であり、当時行われていた中間層論、すなわち中間層の基本的な成長方向を地主化と見るか領主化と見るか、という議論を意識した論述構成となっている。その後、学界の在地社会研究の関心がイエ、村落景観、村落間関係、刑罰などに多様化して、階層分析的な在地研究の一環としての中間層研究は低調となり、本書でも中間層に焦点を当てて論じた章はこの章のみであるが、この章で述べた荘園と集落、名、鎮守、室町期の守護など、中世後期の在地社会を構成する基本的な要素についてのイメージは、本書全体の基調となっている。

第二章「汎・矢野庄の空間構成」は景観復元それ自体に価値をおく近年の荘園研究に触発され、先行研究の多い東寺領部分だけでなく、南禅寺領や海老名氏領の部分もあわせて、

矢野庄全体の空間構成を復元したものである。検注取帳という種類の土地台帳の特性を生かすとともに、現地調査結果を踏まえて、恣意的な復元に陥らないように努めたつもりである。また前章で提示した人的結合としての村が、13世紀末には集落という形で成立していたこと、東寺領矢野庄の空間構成の特質が、そこで活動する中間層のあり方を規定していたことなどを指摘した。

第三章「荘園文書と惣村文書の接点」では、在村寺社や惣村に伝来した文書群の重要な構成要素である「日記」と呼ばれる形式の文書の性格を検討することによって、荘園文書と惣村文書の関連を明らかにした。そして惣村という、場合によっては荘園制を破壊する要素として見られることもあったものが、実は中世後期の荘園制を構成している一つの要素だったのではないかと指摘したものである。室町期の在地社会を見るうえでは、荘園制の論理で理解できるところと理解できないところをきちんと確認しておく必要があるのではないか。その作業を経て、初めて中世社会と近世社会の差異や変容を考えることができるのではないか。そのような考えに基づいて論述している。

第二部には、荘園の枠を越え、信仰や流通などさまざまな局面で交流する人々の様相を描いたものを収めた。

第一章「山伏が棟別銭を集めた話」は室町幕府によって公許された棟別銭が、修験者の在地の状況把握能力に依拠して行われていたことを指摘したものである。修験者の機能や中世の徴税の実態に関する事例として引用されることが多いが、村の中における家の格付けが、村住人の、村や荘郷を越えて信仰を集める寺社に対する奉加への参加を通じて、村や荘郷を越える社会＝地域社会でも認定される格付けになっていくことを指摘した「おわりに」の部分が、私としてはもっとも主張したい点である。

第二章「備前松田氏に関する基礎的考察」は題名のとおり、戦後の中世史研究の中ではまったく注目されることのなかった備前の国人松田氏に関する基礎的史実を抽出したものである。そのこと自体がこの章の第一の目的であるが、あわせて、分権的志向の強い室町期の地方社会をある権力が統合しようとするとき、一宮が意外に大きな役割を果たしていたのではないか、という展望を示した。

その展望を検証したものが第三章「荘郷鎮守と一国祭祀」である。ここでは室町期若狭には観音三十三所霊場という形で結びつけられた一宮および荘郷鎮守のネットワークがあったこと、そして守護武田氏は、この寺社のネットワークの頂点に一国規模の宗教行事を位置づけ、みずから主催することによって一国公権者としての地位を権威づけていたことを指摘した。

第二章、第三章では宗教施設としての寺社とともに、その門前で開かれる市場の存在にも注目し、不十分ながら、寺社のネットワークが単なる宗教上のつながりにとどまらず、流通拠点のつながりをも意味していたことを指摘した。その関心から、地域内における交通、宿、市などのあり方を考えたものが第四章「中世後期の山陽道と宿」である。論点が

やや散漫になっているのではないかという危惧はもつが、地域社会の結合や、在地社会と広域権力の関係についての考察を深めるためには、交通や地方都市のあり方を示す事例を蓄積していくことが重要であろうと思う。

第五章「豊凶情報と損免要求」は、中世の農民が損免を勝取るために地域の情報を収集し、「天下一同」という荘園領主の論理に対抗して「一国平均」という論理を生み出していったことを指摘したものである。

第三部の二つの章は、ともに学会の大会報告をもとにしたものである。第一章「中世後期の地域社会と村落祭祀」は歴史学研究会 1992 年度大会中世史部会、第二章「地域社会における「村」の位置」は 1997 年度歴史科学協議会大会での報告である。

第一章は、第二部第一～三章に基づきつつ、中世後期の畿内・近国の在地に広がっていく社会的結合と、その結合が生み出す地域秩序を吸収することによって形成されていく守護公権のあり方を論じたものである。定義ないままに守護公権を重視して中世後期の地域権力を論じる傾向の見られた 1990 年前後の研究動向への批判を意図したものである。

第二章は本書では数少ない中世社会の解体に言及したものである。本書は基本的には室町期という一応の安定を得た時代の在地構造を探る内容になっている。全頁を通じて荘園制の秩序を意識した叙述が濃厚で、本章でも「惣荘」の語を多用した。そのためこの章は中世末期に至るまでの荘園制の存続を主張したものであるように受けとめられることもあるが、著者の意図はそうではない。だれが地域社会に対する義務を果たす主体であったか、という視点を出すことによって、地域の社会的関係の中における村の位置を見極めることができるのではないかというのが、本章の主たる目的である。そして、畿内・近国地域においては 13 世紀ごろに村が集落として成立するが、16 世紀初頭までは、地域社会の中では荘園制的な秩序に則った形でしか登場しえないこと、その後は村がそれ自身で地域社会に対する義務主体として登場するようになるが、この変化によって 16 世紀中期以後の当該地域の社会からは中央政権への求心性が失われていく事態を指摘した。こうした求心性の麻痺した社会を再び統合するには、村を支配対象として明確に認定・把握していくことが来るべき国家の課題だったのではないかという展望を示したものである。

以上のように、本書は、室町期の在地社会の人々や諸集団が、信仰や流通によって地域的な関係を構築しつつ、その関係を荘園制的な諸制度によって秩序づけることによって一種の安定状況をうみだしていたこと、そしてそれが幕府一守護による地方支配体制をささえる構造になっていたことを述べたものである。当該期の社会の全体を語るには中途段階にあるといわざるをえないが、従来の中世後期研究において在地の結合を示す運動として注目されてきた一揆——成文化された盟約を結んだり、蜂起行動を示したりする顕著な運動——だけではとらえきれない、さまざまな地域結合のあり方を見いだす視角を提示した点は、研究史上に一定の意味を持ちえたかと思う。